

平成 31 年 度
流 山 市 国 民 健 康 保 險 事 業 計 画

重点項目	具体的な対応	内 容
(1) 適用・適正化対策の推進	①適用・適正化調査	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険加入者のうち、重複加入していると思われる方や他の健康保険の被扶養者として認定が可能と思われる方に対して通知を行い、資格の適正化を図る。 ・国民健康保険の加入届出の遅延者については、資格の完全遡及を実施していることから、国民健康保険の未適用者に対して、広報等により加入手続きの周知徹底を図る。
	②重複加入者の職権による資格喪失	<ul style="list-style-type: none"> ・「被保険者資格に係る職権資格喪失事務要領」に基づき、勤務先へ社会保険調査を実施し、重複加入の可能性のある方について喪失手続きを促す勧奨通知をし、指定期間内に回答の無い方について、職権で国保資格を喪失させる。
	③未申告者対策	<ul style="list-style-type: none"> ・所得把握のため、簡易申告書を送付し、未申告者の解消を図る。
	④居所不明者にかかる実態把握と資格喪失処理	<ul style="list-style-type: none"> ・居所不明被保険者の資格喪失については、「居所不明被保険者に係る資格喪失確認事務取扱要領」に基づき、収納指導員等による実態調査を実施した上で、市民課に職権消除を依頼し、住民票が消除された後、国保資格を喪失させる。
(2) 保険料の収納率向上の推進	①滞納整理計画の策定	<ul style="list-style-type: none"> ・目標収納率を達成するための具体的な実施方法、実施体制等を明記した「平成31年度国民健康保険料収納実施計画書」を作成し、収納率向上に向けての滞納整理を展開していく。
	②滞納世帯の実態分析	<ul style="list-style-type: none"> ・所得段階別、職業別、区域別、年齢別、賦課段階別等の「滞納者分析」を行い、効率よく効果的な滞納整理業務に結び付ける。
	③徴収体制の強化	<ul style="list-style-type: none"> ・地区担当及び高額滞納担当に区分し、それぞれに応じた滞納整理を行うと共に原則40万円以上の高額滞納については、債権回収対策室に移管し、役割を明確に分割することで強化を図っていく。 ・平成30年4月に設置された「市税等納付コールセンター」から、現年度分未納者に対し、電話催告及び文書催告を行い、現年度分の収納額の増加及び徴収率の向上を図り、滞納繰越分の増加を抑制する。
	④納期内納付の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・収納率が高い口座振替制度を（平成28年11月）原則化した。口座振替の一層の推進を図るため、新規加入において口座振替を積極的に勧める。
	⑤納付環境の整備	<ul style="list-style-type: none"> ・納付義務者の利便性を図るため、納付しやすい環境の整備を検討していく。 （現在の納付方法：口座振替、金融機関及びコンビニエンスストア等の窓口、モバイルレジ、クレジットカード、特別徴収（年金天引き）を実施している。）
	⑥年金受給者からの特別徴収	<ul style="list-style-type: none"> ・国民健康保険被保険者全員が65歳以上75歳未満の世帯の世帯主が、一定の要件を満たしている場合、年金から保険料を天引きする特別徴収とし、効果的な収納の確保を図る。

重点項目	具体的な対応	内 容
	⑦被保険者指導の徹底	・滞納者の生活状況、収入状況等の把握のため、短期被保険者証や資格証明書を発行することで、積極的に滞納者との接触の機会をつくり、納付相談及び納付指導に結び付ける。
	⑧滞納処分の強化	・滞納者個々の生計状況を把握し、悪質な滞納者に対しては、保険制度の秩序及び負担の公平性を保つ観点から滞納処分を実施する。
	⑨職員の資質・意欲の向上	・毎朝、ミーティングを実施し、スケジュールリング、問題、課題について係員共通の認識を持ちモチベーションアップを図る。また、相互の連携や相談、研究等によりスキルアップを図る。 ・定期的に担当替えを行いマンネリ化を避けることで、業務の幅を広げるとともに知識の向上を図る。
(3) 医療費適正化対策の推進	①レセプト点検の充実	・専門職員の配置及びスキルアップ研修等の受講により、一層の点検事務の充実を図る。
	②医療費通知	・総医療費の額等を被保険者に周知することにより、保険制度について理解の向上と医療費適正化を図る。
	③ジェネリック医薬品使用促進通知	・被保険者が服用する先発医薬品をジェネリック医薬品へ切り替えた際の削減できる自己負担額を具体的に通知し、ジェネリック医薬品の使用促進を図る。 ・ジェネリック医薬品の使用状況について、年齢別等に類型化し、そのデータを基に使用促進策を検討する。
	④国保データベースの利活用	・国保連合会で作成している国保データベースを用いた医療等に係る統計情報を有効に活用し、保健事業に役立てる。
	⑤第三者行為求償事務の実施	・レセプト点検時に傷病名及び点数により第三者行為の可能性のある事案について抽出を行い、被害に係る求償事務の取組強化を図る。 また、世帯主等による届出の義務等が浸透するようホームページなどで周知する。 ・第三者求償研修に参加し、知識の習得に努める。 ・第三者行為による傷病の発見の手掛かりとなる情報を受けるため関係機関との体制構築を図る。
	⑥療養費などの適正化	・柔道整復に通院する被保険者に調査を実施し、通院状況を確認する。 ・重複服薬者に対して戸別訪問するなどの取り組みを実施する。
	⑦保険者間調整の推進	・資格喪失後の受診による不当利得の返還について、個別通知により理解を求めるとともに被保険者を介さず、直接、保険者間で調整する方法も推進し、給付費の適正化を図る。

重点項目	具体的な対応	内 容
(4) 保健事業の充実	①人間ドック・脳ドック助成事業の実施	・人間ドック・脳ドック利用者に対し助成金を交付し、被保険者の健康の保持・増進に資するとともに医療費の増嵩を抑制する。 ・人間ドック・脳ドックにおける効果の測定方法について研究を進める。
	②あんま・はり等助成事業の実施	・あんま・はり等施設利用者に助成金を交付し、被保険者の健康の保持・増進に資するとともに医療費の増嵩を抑制する。
	③「健康を支える栄養学」による健康推進事業	・被保険者等が健康を回復・維持・増進することにより、年々増加する医療給付費を抑制するため、生活習慣病をはじめとする疾病予防・重篤化予防を目的として食生活に視点を置いた「健康を支える栄養学」を被保険者等に紹介する。
	④特定健康診査・特定保健指導	・高齢者の医療の確保に関する法律により、40歳以上75歳未満の特定健康診査及び特定保健指導が各保険者に義務付けられたことから、適切な医療の確保と医療費の適正化を推進するため、生活習慣病の予防を目的として実施する。 ・第2期データヘルス計画に基づく特定健康診査の受診勧奨、特定保健指導の利用勧奨を行うとともに、人工知能(AI)を活用した受診勧奨等の手法を導入し、特定健康診査受診率・特定保健指導実施率の更なる向上を目指す。 ・被保険者への健診結果を分かり易く提供する。
	⑤第2期データヘルス計画の実施	・平成29年度に策定した第2期データヘルス計画に基づき保健師等によって①特定健康診査受診率向上対策②特定保健指導実施率向上対策③糖尿病早期予防対策をPDCAサイクルに沿って実施する。
(5) 保険料率の見直し	①適正な保険料の検討	・国保財政の健全化を目指し、適正な賦課とともに収納対策を図る。 ・平成30年度からの広域化により市には国保事業費納付金が課されることとなった。市は県から示された標準保険料率を参考にして保険料率を決定することとされているが、被保険者への急激な負担増、地域実情、国保財政動向などを勘案し、保険料の適正額の検討を行う。 ・保険料率の決定方式について、告示(賦課割合)方式の導入に向けた検討を行う。
(6) その他	①国・県への要望	・国保財政基盤を強化・安定させるための財政支援の拡充を要望していく。 ・平成30年度からの広域化により、県内保険料の統一化の早期実現を要望していく。
	②マイナンバー制度の連携	・他自治体等とマイナンバーに係る情報連携の開始により、国民健康保険の資格及び給付の情報照会や情報提供を行う。
	③一般会計からの法定外繰入の削減に向けた施策の実施	・決算補填等を目的とした一般会計からの法定外の繰入の削減に向けて、必要な施策を実施する。